

広島県告示第九百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十四年十二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）八・六・三〇五号西広島駅己斐本町線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月十七日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市西区己斐本町一丁目地内

使用の部分

広島県広島市西区己斐本町一丁目地内